

那覇市社会福祉大会表彰規程

1. 表彰・感謝の目的

那覇市の社会福祉事業のための功労があり、また他の模範となる個人、団体を表彰するほか感謝状を授与してその功労を讃え、併せて社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰・感謝の方法

- (1) 表彰・感謝は那覇市社会福祉大会の席上において行う。
- (2) 表彰・感謝は、大会長名の表彰状または感謝状を授与して行う。

3. 表彰対象の範囲

(1) 特別功労者

- ① 社会福祉施設、社会福祉施設団体等の役職員で、その功労が顕著な者
- ② 社会福祉事業等に対する貢献または奉仕活動が特に顕著な者及び団体
- ③ 共同募金運動に対する奉仕活動が特に顕著な者及び団体

(2) 社会福祉事業永年勤続功労者

- ① 民生委員・児童委員として9年以上在任し、現にその職にある者
- ② 社会福祉事業に15年以上勤務し、現にその職にある者（現職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）

(3) 社会福祉事業特別永年勤続功労者

- ① 民生委員・児童委員として15年以上在任し、現にその職にある者
- ② 社会福祉事業に25年以上勤務し、現にその職にある者（現職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）

(4) 優良社会福祉施設・団体並びに地域団体

- ① 運営内容が優良で他の模範とするに足る社会福祉施設・団体
- ② 共同募金活動、その他地域福祉推進のために貢献し、他の模範とするに足る地域団体。

4. 感謝対象の範囲

- (1) 多額の浄財を寄附し、社会福祉の振興に貢献した者及び団体

5. 被表彰・感謝の推薦及び決定

- (1) 被表彰・感謝の推薦については、社会福祉関係機関の長、社会福祉施設及び団体の長、那覇市社会福祉大会表彰委員会がこれを行う。
- (2) 被表彰・感謝の決定は、前項により推薦されたものの中から表彰委員会で行う。

6. 被表彰・感謝の制限

- (1) 過去において、本大会の表彰または感謝を受けた者は、同一事項について再度表彰または感謝されることはない。ただし、第4項(1)については、その限りではない。

7. この規程に基づく事務は、那覇市社会福祉協議会において行うものとする。

付 則

この規程は、平成9年10月7日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年8月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年9月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年9月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年8月25日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年8月5日から施行する。